

単位スポーツ少年団代表者 各位

坂井市教育委員会 教育長 川元利夫 (公印略)
坂井市スポーツ少年団 本部長 長船信弘 (公印略)

福井県感染拡大注意報での活動について

このたび、県は県内の感染状況を踏まえ、「福井県感染拡大注意報」を発令しました。

スポーツ少年団活動については、従来の感染症対策を徹底しながら、現在の制限を継続した活動を継続することとします。

つきましては、下記のとおり対応することとしましたので、適切にお取り計らいいただきますようお願いいたします。

なお、今後の感染状況等を踏まえて対応を見直す場合には、あらためて通知いたします。

記

- 1 期間 令和4年1月10日(月)～1月31日(月)まで (以下、期間中という。)
- 2 対応の内容 令和3年10月14付で発出した文書内容を継続する。
 - ・通常の活動可、県内外との対外活動可
 - ※ただし、県外チームとの対外活動実施については、県内及び全国的な感染拡大の状況を踏まえ、真に実施すべきかどうか、また、この時期に実施すべきかを団内で十分に協議し、慎重に判断して下さい。また、後述の留意事項を踏まえるとともに、あらかじめ市スポーツ協会に所定の様式にて届け出ること。
- 3 対外試合等の留意事項
 - ・移動先(または招へい元)の感染状況等を確認し、参加・実施には団内(指導者と保護者)で慎重に判断すること。
 - ・実施には最小限の人数に止めること。
 - ・移動中を含め、活動中は感染症対策を徹底すること。
 - ・実施後2週間は体調管理と感染症対策に留意し、体調に変化がある場合は活動に参加しないこと。
- 4 活動中での留意事項
 - ・普段の体調管理による活動参加チェックを徹底すること。
 - ・公式戦以外の交流戦等は1日での活動を見直し、半日単位(午前・午後)までを心掛けること。
 - ・昼食をとる場合は間隔を空けて黙食とすること。

【お問い合わせ】

坂井市教育委員会 生涯学習スポーツ課

電話 50-3162(直通)

メール gakusyu@city.fukui-sakai.lg.jp

坂井市スポーツ協会

電話 68-0123(直通)